

平成 22 年 7 月 1 日

栃木信用金庫

暴力団排除条項の導入に伴う各種預金・ 当座勘定・貸金庫規定等改定のお知らせ

当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成 22 年 7 月 1 日より、普通預金規定、当座勘定規定および貸金庫規定等に暴力団排除条項を導入し、適用することといたしました。

本条項は預金者や貸金庫の借主が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断によりお取引を停止、または解約させていただくことを定めた条項です。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

普通預金をはじめとする各種預金、当座勘定、貸金庫の新規取引をお申込みになる際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をしていただきます。本表明・確約をいただけない場合にはお取引をお断りさせていただきます。

今後とも、反社会的勢力との取引遮断に努めてまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。